

平成31年1月7日開催

第19回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

- 事務局長(堀越 修) すみません、皆さんお集まりですので、総会を開催したいと思います。

改めまして、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。また、いろいろとお願い事をするかと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、ご挨拶を今井会長からお願いしたいと思います。

- 会長(今井 隆) 皆さん、お待たせて申しわけございません。皆さんには年賀状でご挨拶をいただきましたけれども、改めまして、皆さん、新年明けましておめでとうございます。昨年はいろいろお世話になりましたけれども、また今年1年よろしくお願いいたします。

新しい年が始まりまして、今年はどんな年になるかちょっと先が見えないのですけれども、昨年の暮れもお話しましたとおり、環太平洋経済連携協定ですか、それが発効されますと、いろいろそちらの方面から輸入物が来るといいます。そういう輸入物が増えますと、どうしても価格が下がるということで、特にブドウとキウイですか、かなり量が入るといって、ブドウとかキウイをやっている経営者の方は随分不安がっていると思います。そんなことで、そういう輸入物の件もございまして、また今年には地方統一選挙ということでいろんな選挙がございまして。何かと忙しい年となるわけですけれども、皆様には、農業者にはまた昨年以上に元気に農業経営ができますように、地元の代表として皆様出ておられるわけです。そういうことで、農業の発展のためにご尽力いただきますことを切にお願い申し上げまして、年頭の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

- 事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、議事の進行につきましては、今井会長からよろしくお願いいたします。

- 会長 それでは、ただいまから第19回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、欠席者はございません。ということで、全員25名出席でございますので、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。

それでは、議事録署名委員を指名してよいか皆様にお伺いいたします。

- 全員 異議なし。

- 会長 それでは、議席番号9番、須田直子委員並びに18番、岸吉郎委員の両名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局の高橋主事を任命いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、議事に入るわけですけれども、携帯等鳴らないようお願い申し上げまして、議事がスムーズに進みますようよろしくお願いいたします。

また、発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議案に入りたいと思います。

それでは、議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、次の者に農地利用最適化推進委員を委嘱することについて審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について。

資料は、別紙の資料「議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について」、こちらをご覧いただきたいと存じます。農地利用最適化推進委員の委嘱について、農地利用最適化推進委員、堤ヶ岡区域定員1に対して候補者1、樋口幸男様につきまして委嘱を行ってよろしいかご審議いただくものでございます。なお、当該候補者は、12月18日の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会におきまして、推進委員として適格であると評価されたことをご報告させていただきます。

また、第16回総会の議決によりまして、推進委員が欠員の間の堤ヶ岡区域につきましては、国府区域を担当する蜂須賀推進委員に兼任していただいておりますが、本議案により推進委員を委嘱した際は、蜂須賀推進委員にはもとの国府区域のみを担当していただくことになります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆様より質疑をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 そうすれば、樋口さんということで、皆さんからご承認いただきましたので、明日早速委嘱状を持って樋口さんのお宅を伺いたいと思います。

それでは、続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可処分取消について。

農地法の規定による許可処分取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可処分取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第3条許可、平成17年8月5日許可、高農委指令第21号でございました。契約の内容は交換、取消の理由は申請人の死亡により交換を取りやめたためとのことでございます。また、関連案件といたしましては、3条許可申請である議案書12ページ、議案第4号、ナンバー1が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、昭和57年7月19日許可、群馬県指令西農第2611号でございました。契約の内容は贈与、転用目的は一般住宅、取消の理由は現在の住居に住み続けることになり、申請地に住宅を建築する計画がなくなったためとのことでございます。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第3条許可、平成30年10月5日許可、高農委指令第74号でございました。契約内容は売買、取消の理由は当初に得た許可内容を変更したく、再度の許可申請をするためとのことでございます。なお、申請内容を変更した新たな3条許可申請があわせて提出されておりまして、議案書15ページ、議案第4号、ナンバー11の3条申請を関連案件とさせていただきます。

以上、農地法関係許可取消願につきましては3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入り、皆さんより質疑をお受けいたします。

異議がなければ、承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、契約の目的は贈与、転用の目的は乾燥所用地でございます。昭和50年9月19日許可、群馬県指令西農第2463号でございます。変更の目的につきましては、当初計画者の死亡により計画が実行されなくなったためとのことでございます。変更後の契約につきましては売買、転用の目的につきましては露天駐車場でございます。変更後の申請につきましては、議案書31ページ、議案第6号5条許可申請、ナンバー30が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。平成28年1月22日許可、高農委指令第1557号でございました。一時転用期間は、平成28年1月22日から平成31年1月21日の3年間でございます。また、変更の理由につきましては、パネル枚数及び架台支柱の本数を変更するためということでございます。また、変更後につきましても、同じく契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。一時転用期間は平成31年1月22日から平成41年1月21日の10年間でございます。また、関連案件といたしまして、3条の地上権の設定でございます。議案書14ページ、議案第4号ナンバー8番及び変更後の5条の太陽光の支柱部分の申請であります議案書21ページ、議案第6号ナンバー1が関連でございます。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。平成28年1月22日許可、高農委指令第1558号でございました。こちら一時転用の案件でございます。転用期間は平成28年1月22日から平成31年1月21日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、太陽光パネルの架台支柱の本数を変更するためとのことでございます。変更後の契約の内容につきましては賃貸借、変更後の計画につきましても、転用目的は支柱を立てて営農

を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成31年1月22日から平成41年1月21日までの10年間の一時転用案件でございまして、地上権設定の3条許可申請と計画変更後の5条許可申請が提出されておまして、議案書15ページ、議案第4号ナンバー9と議案書22ページ、議案第6号ナンバー2を関連案件とさせていただきます。本案件は、営農型太陽光の更新に伴い太陽光パネルの架台支柱の本数を変更したいという申請でございまして、事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらでご説明させていただきますと思います。

4番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、昭和57年7月19日許可、群馬県指令西農第2611号でございました。変更の理由につきましては、現在の住居に住み続けることになり、申請地に住宅を建築する計画がなくなったためとのことでございまして、変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておまして、議案書34ページ、議案第6号ナンバー45が関連案件でございまして、また、当初許可において関連のある議案書5ページの議案第2号ナンバー2の一部取消願も関連案件とさせていただきます。

5番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、平成28年10月24日許可、高農委指令第1391号でございまして、変更の理由につきましては、経営上の都合により計画を実行できなくなったためとのことでございまして、なお、関連案件といたしまして、議案書19ページ、議案第5号4条許可申請ナンバー3が関連案件となっております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては5件でございまして、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局より計画変更申請についてということでご説明がございました。それでは、これより審議に入り、皆様より質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番につきましては保留でお願いいたします。

2番 契約内容は使用貸借、経営移譲した農地の設定期間が満了するため再設定をしたいという同一世帯の申請でございまして、

3番と4番につきましては、保留でお願いいたします。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は贈与、申請地を甥より譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は使用貸借、経営移譲した農地の設定期間が満了するため再設定したいという同一世帯からの申請でございます。

8番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、平成31年1月22日から平成41年1月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました計画変更申請、議案書8ページ、議案第3号ナンバー2番及び太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請でございます。議案書21ページ、議案第6号ナンバー1番が関連案件でございます。また、本案件は営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらでご説明させていただければと思います。

9番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちらは一時転用の案件に関連する申請でございます。設定期間が定められております。設定期間は、平成31年1月22日から平成41年1月21日までの10年間でございます。なお、本件は議案書9ページ、議案第3号ナンバー3の計画変更申請と議案書22ページ、議案第6号、ナンバー2の5条許可申請の関連案件でございます。また、事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらで説明させていただきたいと思っております。

10番につきましては保留でお願いいたします。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。なお、こちらは先にご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー3の一部取消願の関連案件でございます。

12番 契約内容は売買、所有農地に隣接し管理しやすい申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番につきましては、保留でお願いいたします。

14番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。なお、関連案件といたしまして、先ほどの10番及び次の15番が関連でございます。

15番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。なお、関連案件といたしまして、先ほどの10番及び14番が関連でございます。

16番は取り下げでお願いいたします。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、取り下げ1件を除く15件でございます。この15件のうち1番、3番、4番、13番を除く11件につきましては、別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、そのただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご

報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 会長 事務局の説明がございました。これより審議に入り、皆さんより質疑をお受けするわけでございますけれども、この中で16番が取り下げ、それで保留が1、3、4、10、13ということで、これ以外について皆さんより審議していただくわけですが、ちょっと保留の中で先日の南部の事前協議で、保留という3番のあったけれども、単価がわかった。これは、わかった。

事務局。

- 事務局 単価のほう確認いたしまして、3番につきましては売買価格5万円でございます。

- 会長 やっぱ5万か。

- 事務局 はい。4番につきましては、1,100万円ということなのですが、その5万円につきましては、譲渡人のほうがただでもいいからもらってほしいというようなことがございまして、ただということはいかないということから5万円ということで契約をされたということで聞いております。

以上でございます。

- 会長 これは、耕作するのに条件のうんっと悪いところなの。そうではないのだろう。

- 事務局 いえ、決して悪いところではないです。

- 会長 あと、保留は、今後また申請し直すかどうか。そういうものもあると思います。

それでは、それを除きまして、皆さんより質疑をお受けいたします。

これとってないですか。よろしいでしょうか。

- 全員 なし。

- 会長 では、それ以外のものを許可することにいたします。

続きまして、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

- 事務局

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 倉庫及び露天資材置き場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという倉庫及び露天資材置き場の申請でございます。

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

3番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、山林1万675平米と一体利用の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請議案書10ページ、議案第3号ナンバー5が関連でございます。

4番 倉庫及び駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという車庫、倉庫及び露天駐車場の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は4件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆さんより質疑をお受けします。

異議がなければ、ナンバー3につきまして許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取します。

また、そのほかの案件につきまして許可相当としてよいか、皆様にお伺ひします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー3については事前調査案件でございます。

それでは、事務局、まず初めにナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約の内容は貸貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、設定期間が定められております。平成31年1月22日から平成41年1月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請、議案書8ページ、議案第3号ナンバー2番、地上権設定の3条許可申請である議案書14ページ、議案第4号ナンバー8番が関連案件でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料をご覧いただきたいと思ひます。

1枚は位置図でございます。図面中央でございます黄色く着色されている箇所が今回の申請地でございます。高崎市立倉渕中学校から北東に約1キロメートルほどの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。こちら図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めをされている箇所を右にしてご覧いただきたいと思ひます。図面の黄色で着色されている箇所が申請地でございます。申請地周辺は山林に囲まれておりまして、申請地自体は農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目から9枚目までが公図の写しでございます。こちら公図が分かれているため大変見にくくなっておりまして申しわけございませんが、こちら赤枠で囲まれている筆、13筆が今回の申請地でございます。

6枚おめくりいただきまして、土地の利用計画図でございます。こちら図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めをされている箇所を左にしてご覧いただきたいと思っております。今回更新の申請になりますので、申請地には本図面のとおり、太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積75.30平米が今回の一時転用の対象でございます、計画発電量は895キロワットでございます。

1枚おめくりいただきまして、次のページが太陽光パネルの立面図となっております。こちら営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.1メートルで、このタイプの太陽光パネルが約3メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地で栽培する作物につきましては、記載のとおり白菜を栽培する計画でございます。前回の申請時は、ホウレンソウ、レタス、カブ等の5種類の作物を栽培しておりましたが、加工が可能であることと、市内のほかの圃場でも栽培経験があり、需要もあることから今回の更新申請時に栽培作物を白菜へと変更するものでございます。

次のページをご覧いただきまして、こちら年間の営農計画でございます。こちらに記載のありますとおり、5月、6月と土づくりを行い、播種、定植を経まして11月から翌年1月にかけて収穫を行う計画でございます。2年目以降につきましても、同様に行う計画でございます。

次に、利用する農業機械ですが、記載のとおりでございます。本申請人の農業経験につきましては9年、そのうち本申請地に作付予定の白菜につきましても9年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、白菜につきましては半日陰の状態でも栽培が可能であり、設置されております太陽光パネルも通常のものよりも日光を通しやすいものでございますので、パネル下での栽培でも支障はないと考えられます。支柱につきましては、最低地上高が2.1メートル、最高地上高が2.7メートル、間隔も3メートルあることから、使用予定の農業機械も入ることができ、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

また、下部の作物の平均的な単収といたしましては、営農計画下部に記載のとおりでございます。こちらぐんまアグリネットの資料を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。

1枚おめくりいただきまして、こちら現地の写真でございます。撮影日は昨年12月19日とのことでございます。こちら、参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ナンバー1の説明が終わりました。これから調査報告ですけれども、今回第2班の調査でございますので、調査班長の寺崎正親委員から報告をお願いいたします。

○7番寺崎委員 それでは、報告させていただきます。事前調査報告、第2班班長、寺崎正親。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 今回、営農型太陽光の更新に合わせて作物を変更するとのことですが、変更前の作物の収穫の状況はどうでしたか。また、作物を変更する経緯について教えてください。

回答 以前は、ハウレンソウ、レタス、カブ、タマネギを栽培していました。パネル下でも問題なく栽培、収穫もでき、その内容で報告書も提出しています。変更する経緯については、作業を分散するため、秋から冬にかけて収穫ができる作物を考えていたところ、系列店舗でも人気のあるオレンジクインという品種の白菜を選定することにしました。今後も、その年の需要によって作物を変更していく可能性はあります。

質問2 圃場には収穫されていない白菜がまだ多く残っていましたが、今後収穫するのですか。

回答 天候の影響により価格が下落したため、系列会社より出荷をおくらせてほしいとの指示があり、出荷をとめていました。12月27日より出荷を再開し、その大部分は首都圏のスーパーに出荷する予定です。また、傷んでいるものについては処分します。

質問3 既に出荷したものもあるのですか。

回答 状態のよいものを10月末から二、三週間ほど出荷しました。

質問4 病気が出ているものも見受けられましたが、消毒はどのくらいの頻度で行っているのですか。

回答 今年、気候が温暖だったこともあり、週1回程度行いました。種苗会社の専門家にも圃場を確認してもらい、病気が出やすいので気をつけるように指導を受けています。

質問5 連作障害に対して、どのような土壌対策を行っていますか。

回答 毎年、堆肥を入れ、土壌改良を行っています。また、病気がひどい場合には周囲の農地に影響が出ないように土壌消毒を行っています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 寺崎班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆さんより質疑をお受けいたします。

異議がなければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー2に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約の内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、設定期間が定められております。平成31年1月22日から平成41年1月21日までの10年間でございます。なお、本案件は先にご審議いただきました議案書9ページ、議案第3号ナンバー3の計画変更申請と、議案書15ページ、議案第4号ナンバー9の地上権設定の3条許可申請の関連案件でございます。本案件は、営農型発電の更新の案件でございます。更新に合わせて栽培作物をハウレンソウからカボチャに変更したいという申請でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー2審議資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面右上の赤い丸印の箇所が申請地でございます。群馬県立農林大学が

ら東に約0.8キロほどの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央の黄色で着色されている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は住宅や事務所、太陽光発電設備設置用地等の非農地が散在してはおりますが、農振農用地の青地農地の広がりも見られるような状況でございます。また、本申請地は青地の農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面を縦に見ていただきますと、上方向が北となります。図面中央の申請地と手書きで書かれています筆が申請地でございます、申請地に隣接する土地につきましては、東西が公衆用道路に接しており、南北は畑に接しております。なお、北側の畑は、今回の譲受法人と同じ法人がウドの栽培による営農型発電を行っており、南側の畑は別の個人の方がフキの栽培による営農型発電を行っております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目は土地利用計画図でございます。図面を横に見ていただきますと、上方向が北となります。更新の申請ですので、現地は本図面のとおり太陽光パネルが設置されております。当初計画により多くの架台支柱が使用されているため、計画変更申請も提出されております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図となっております。最低地上高は2.1メートル、最高地上高は2.7メートル、支柱と支柱の間隔は3メートルでございます。

1枚おめくりいただきまして営農計画書でございます。先程ご説明しました太陽光パネルの下にカボチャを栽培する計画でございます。営農型発電設備の下部の農地の面積は2,319平米でございます。作付予定の作物は、当初計画ではハウレンソウを栽培しておりましたが、現在はカボチャの需要が増しているとのことで、譲受法人の経営的判断で栽培作物をカボチャに変更したいという申請でございます。

1枚おめくりいただきまして、営農に必要な農作業の期間でございますが、記載のほうが3年間の計画にはなっておりますが、今回の更新年数が10年間となっております。2月、3月に土づくりをし、4月に播種、5月に定植、9月に収穫を行うという計画でございます、2年目以降から10年目までは同じ計画となっております。

利用する農業機械は、記載のとおりトラクターと管理機、マルチ機でございます。

農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、農作業歴9年、作付するカボチャの経験は9年でございます。

1枚おめくりいただきまして、生育に適した日照量の確保につきましては、カボチャはつる性の植物であり、圃場全体を覆うように生育するため日照量は十分確保できるとのことであり、パネル下での栽培も可能であるということでございます。また、現在ほかの圃場でカボチャの栽培を行っており、そちらのほうでの栽培経験を有しているとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高2.1メートル、最高地上高2.7メートル、間隔は3メートルになっておりまして、作業を効率的に行う上で、通常必要となる空間の確保についても十分確保されております。

下部の農地の単収につきましては、地域の平均的な単収が10アール当たり2,500キロに対して、単収見込みは2,000キロとなり、許可要件である8割を超える見込みとなっております。地域の平均的な単収の根拠は、ぐんまア

グリネットとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、当初のホウレンソウを栽培しているときの現地写真でございます。昨年度及び今年度ともに地域の平均の8割を超える収穫があったと代理人から伺っております。

1枚おめくりいただきまして、今回譲受法人がカボチャを既に栽培している別の圃場の写真でございます。参考までにご覧いただければと思います。なお、現在の現地の状況は保全管理されておりました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わりにさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 では、続きまして、調査報告をお願いします。

○7番寺崎委員 それでは、報告させていただきます。農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 今回、営農型太陽光の更新に合わせて作物をホウレンソウからカボチャに変更することですが、ホウレンソウの収量はどれくらいでしたか。

回答 最初の1年目は土壌の状態もあまり良くなく、収量も伸びなかったのですが、2年目以降は生育も安定し、周辺の同作物の収量の8割を超える収量がありました。変更する理由については、当社の方針により店舗で需要が高まっているカボチャを生産してほしいと商品部門から注文がありましたので、作物を変更することにしました。

質問2 カボチャはホウレンソウより手間がかからず、栽培しやすい作物だと思います。別の営農型太陽光の圃場でも栽培しているとのことですが、生育の状況などはどうですか。

回答 カボチャの品種は異なるのですが、生育、収量も問題なくできています。また、カボチャは貯蔵もでき、作業性もよいと感じています。

質問3 こちらの場所で予定しているカボチャの品種は何ですか。

回答 「とっておき」という品種で、白いカボチャになります。系列店舗での販売においても人気の商品です。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆さんより質疑をお受けいたします。

どうですか、皆さん。ご質問等ございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー3に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございまして、こちら一時転用の案件となりまして、転用期間が平成31年1月23日から平成34年1月22日までの3年間でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請審議資料3の資料及び3差し替えという資料をご覧いただきたいと思
います。

先に差し替えではないほうからの説明に入ります。1枚目は位置図でございます。図面中央よりやや上側の黒枠
で囲まれた箇所が申請地でございます。高崎市立宮沢小学校より北に約330メートルの場所に位置しておりま
す。

1枚おめくりいただきまして案内図でございます。こちらホッチキス留めをしている上側が北側となりまして、近隣に小
規模な集落がございますが、本申請地を含め周辺農地につきましては農振農用地でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちら3枚目が公図の写しでございます。こちらにつきましても、ホッチキス留めをしている
上側が北側となります。申請地の北側は山林及び宅地、東側は畑と宅地、南側は公道と宅地、西側は公道で
ございます。

続きまして、ナンバー3差し替えという資料をご覧いただきたいと思います。こちら、差し替えの理由につきましては、
復元方法について当初の計画から変更が生じたためでございます。

1枚目は、土地の利用計画図でございます。こちらは、ホッチキス留めをしているほうが西側となります。申請地内
で薄く色塗りされた部分が掘削予定地でございます。南側の1カ所を出入り口といたします。掘削は、申請地の
表土を30センチほどはぎ、その下の黒土を1.5メートル採取する計画でございます。申請地の現状は、北から南へ
向かって傾斜している土地でございます。

掘削後の農地への復元につきましては、申請地内に設けた埋め土置き場の土を用いて北から南へ13.4度の角
度で申請地全体が平らになるように復元する計画でございます。申請地の西側と北側につきましては、掘削後の
申請地が隣接する土地よりも低くなり、法面が生じますが45度の角度で法面といたしまして、崩落などで申請地内
外に影響の出ないように施工いたします。また、申請地の南側と東側につきましては、隣接する土地の高さに合わ
せるように復元いたします。なお、申請地全体の黒土採取予定量は、合計で7,287.83立米を見込んでおります。

1枚おめくりいただきまして、こちら横断図でございます。参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○7番寺崎委員 それでは、報告させていただきます。農地法第5条許可申請審議ナンバー3について、申請人か
ら聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表と代理人の計2名の出席でした。

質問1 申請地の隣地には住宅もありますので、トラブルのないようにお願いします。また、作業の時間帯を教えて
ください。

回答 作業は、朝8時から夕方4時までとなります。

質問2 採取した黒土はどのように販売するのですか。

回答 採取した黒土は主にグラウンドの整備に使用します。自社で砂とまぜてグラウンドの土に加工しています。

質問3 現地には樹木もありました。抜根した後の処理はどのようにしますか。野積みになると害虫などが発生する原因にもなります。

回答 樹木については、まとめて処分会社に依頼する予定です。

質問4 樹木等を伐採すると地盤が緩み、大雨が降ると雨水や土が外へ流出することがありますので気をつけてください。また、黒土を運び出す際、周辺道路を傷つけないように注意してください。

回答 はい、わかりました。

質問5 工事期間が3年間と長期になりますので、地域の方によく説明を行い、問題が出るようなことがあれば、迅速に対応してください。

回答 土地改良区からは意見書もいただいておりますが、問題の起きないように注意いたします。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆様より質疑をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 そうすれば、これも、また面積が多いのですよね。3,000平米超なので、これは許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか、まず初めに伺います。

意見聴取してよいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として意見聴取することにいたします。

続きまして、一括審議なのですけれども、ここで一旦小休止を入れます。14時45分までにしますか。それまで休憩いたします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これより再開いたします。

これより一括審議に移るわけですが、今回案件が多いので、ナンバー4からナンバー38までの南部地区の案件を前半、そしてナンバー39からナンバー70までの北部地区の案件を後半として2回に分けて審議を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、ナンバー4からナンバー38まで、事務局、説明をお願いします。

○事務局

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般

住宅の申請でございます。

6番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

7番 契約内容は賃貸借、中古車販売業を営んでいるが店舗に隣接する申請地を借り受けて車両置き場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地2.21平米と一体利用の計画でございます。

10番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます、宅地34.18平米と一体利用の計画でございます。

11番 契約内容は使用貸借、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地312.03平米と一体利用の計画でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地40.11平米と一体利用の計画でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、現在の住まいが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番、取り下げでお願いいたします。

22番 契約内容は売買、農機具倉庫が不足しているため申請地を買い受けて農業用倉庫を建築したいという農業用施設の申請でございます。

23番 契約内容は賃貸借、中古車販売業を営んでいるが、車両置き場及び資材置き場が不足しているため現在の事業地に隣接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。

24番 契約内容は売買、国道17号の拡幅により従業員用の駐車場が収用されるため代替地として申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

25番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は賃貸借、学術的な埋蔵文化財試掘調査を行うにあたり調査用地として使用したいという埋蔵文化財試掘調査用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請ございまして、転用期間は平成31年1月22日から平成33年12月28日までの約3年間の計画でございます。

27番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、事業拡大により申請地を買い受けて工場を建築したいという工場の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、次の29番がこちらの工場の従業員用の駐車場の申請でございます。

29番 契約内容は売買、工場の新設に伴い駐車場が必要なため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、28番、29番の地目、山林とございますけれども、こちらは農地台帳に登録されている農地でございます。また、前の28番が関連案件でございます。

30番 契約内容は売買、自宅の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちら先にご審議いただきました計画変更申請、議案第3号ナンバー1の関連案件でございます。

31番 契約内容は売買、事業拡大に伴い資材置き場が不足しているため法人代表の自宅に近い申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

32番 契約内容は売買、住宅の需要が見込まれる申請地を買い受けて建売住宅を建築し販売したいという建売分譲住宅1棟の申請でございます。

33番 実家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

続きまして、34から38番につきましては関連する案件でございますので、一括してご説明させていただきます。

34番 契約内容は賃貸借、太陽光発電設備設置工事のため申請地を借り受けて通路用地として使用したいという通路用地の申請でございます。なお、こちら、一時転用の申請ございまして、転用期間は、平成31年1月22日から平成34年1月21日までの3年間の計画でございます。

35番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設

置用地の申請でございます。なお、畑1,940平米、山林2万5,777平米、原野1,506平米と一体利用の計画でございます。なお、ナンバー36から38につきましては、契約の内容以下、同様になりますので省略させていただきます。また、こちらの案件について補足説明いたします。こちら、高崎市と富岡市の市境をまたぐ計画でございます、市境をまたぐ案件につきましては、県知事処分の案件となりまして、総会で通常通り許可相当であるか、ご審議いただきまして、その結果を意見書として県知事に進達を行うものになります。その為、総会では通常通りご審議いただければと存じます。補足は以上でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の一括案件につきましては、取り下げ1件を除く34件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。この中で21番が取り下げということでございます。

それでは、それを除き、これより質疑をお受けいたします。今、事務局で両市にまたがっていて、知事の許可が必要だということで、今、「進達」という言葉が出てきました。普段進達という言葉は、あまり使わないのですけれども、市から県に上げるということで、そのようなことが進達ということでございます。

それでは、ナンバー35から38について、許可相当として県知事に進達してよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、35から38までは県知事に進達することにいたします。また、それ以外の21番を除いた案件について許可相当としてよいか皆様に伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー39からナンバー70まで説明を事務局、お願いたします。

○事務局

39番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

40番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。

41番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、雑種地2,360平米、原野31平米、道水路317平米と一体利用の計画でございます。

42番 契約内容は賃貸借、申請の理由以降につきましては41番と同様でございます。

43番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、雑種地485平米、道水路38平米と一体利用の計画でございます。

44番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、雑種地672平米、水路50平米と一体利用の計画でございます。

45番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したい

という一般住宅の申請でございます。なお、本件は先にご審議いただきました議案書10ページ、議案第3号ナンバー4の計画変更申請の関連案件でございます。

46番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、雑種地314平米と一体利用の計画でございます。なお、用途指定区分があり、第1種中高層住居専用地域でございます。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

52番 契約内容は使用貸借、農産物の小売業を営んでいるが作業場の駐車場の不足しているため隣接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

53番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

54番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。また、宅地8.01平米と一体利用の計画でございます。

55番 契約内容は売買、互いに実家住まいをしているが結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

56番 契約内容は売買、駐在所で生活しているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

57番 契約内容は使用貸借、申請地を父より借り受けて農業用倉庫を建築したいという農業用施設の申請でございます。

58番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

59番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

60番 契約内容は賃貸借、イチゴの収穫時期にのみ申請地を従業員用の駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。また、転用期間は平成31年1月22日から

平成31年5月15日までの約4カ月間でございます。

61番 契約内容は賃貸借、イチゴの収穫時期のみ申請地を従業員用の駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は平成31年1月22日から平成31年5月15日までの約4カ月間でございます。

62番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

63番 契約内容は売買、申請地を買い受けて従業員用の駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、関連案件としまして、次の64番が関連でございます。

64番 契約内容は売買、申請地を買い受けて従業員用の駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、前の63番が関連でございます。

65番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

66番 契約内容は売買、現在の住まいが老朽化しているため申請地を買い受けて新たに住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

67番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅1棟の申請でございます。

68番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、一時転用の案件となりまして、転用期間が平成31年1月23日から平成34年1月22日までの3年間の申請でございます。

69番 契約内容は賃貸借、土木造園業を営んでいるが資材置き場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

70番 契約内容は売買、事業拡大に伴い資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区の案件につきましては32件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局より北部地区の案件について説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質問をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第7号に移ります。

議案第7号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について。

農地法関係競売農地の買受適格証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について。

1番 競売期間は平成31年1月8日から平成31年1月15日までとなります。こちら農地法第5条許可、転用目的につきましては太陽光発電設備設置用地でございまして、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいとの申請でございまして。

以上、農地法関係競売農地の買受適格証明願につきましては、1件でございまして。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、審議に入り、皆様より質疑をお受けします。

異議がなければ、承認してよいか伺います。適格として証明してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することいたします。

続きまして、議案第8号 農地法関係非農地証明願について。

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、農地法関係非農地証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第8号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目は、いずれも山林となります。非農地としての理由でございまして、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございまして。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明がございました。

次に、地域担当委員からの報告になるわけですが、ここは吉井岩平地域ですので、中島隆夫委員から報告をお願いたします。

○23番中島委員 吉井西の中島です。昨年の12月6日に、私と武藤登推進委員さん、職員さんの計4人で現地を見させていただきました。200メートルほど山へ入ったところに3筆ほどありまして、長年放棄されたということで、雑木やら竹やぶが生い茂ったような状態でありまして、農地としての再生が非常に困難だということから、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 中島委員から報告がございました。

それでは、これより審議に入り、皆様より質疑をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することいたします。

続きまして、議案第9号に移ります。

議案第9号 高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について。

高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、次のとおり高崎市長に提出したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第9号 高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について。

それでは、ご説明申し上げます。議案書と一緒に送付いたしました「高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見書」をご覧ください。この農地等利用最適化推進施策に関する意見につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の「農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関又は地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善意見を提出しなければならない。」という規定に基づいて、農業委員会としての意見を高崎市長に提出するものです。

意見は2つ提出されておりまして、ご決定いただきましたら、本日農政部へ提出していきたいと考えています。

それでは、表紙の裏をご覧ください。意見書の前文から2つの意見までを通して朗読させていただきます。

昨年、我が国においては異常気象が続き、多くの被害に見舞われました。5月から7月にかけて全国各地で豪雨や暴風雨が相次ぎ、これら一連の災害は、激甚災害に指定されました。多くの方が被災され、農林水産業においても2,712億8千万円という甚大な被害を被っています。また、7月からは猛暑に見舞われ、小雨による水不足にも悩まされました。この猛暑は、農業への被害だけでなく「命に危険を及ぼすレベルで、災害と認識している」と気象庁が表明するほどの事態でした。

本市においては、幸いにも農業に関して大きな被害を受けることなく新年を迎えることができましたが、今後災害に見舞われた際に、適切な対応ができるよう、農業者が自身で考え、備えることが重要であると再確認させられる1年となりました。

高崎市におかれましては、農業に対して独自の施策を展開されているほか、様々なイベント等で「高崎産農畜産物」の魅力を発信するなど、農業振興に多大なるご尽力をいただいております。今後とも、地域に根ざした施策のより一層の充実を望むものです。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、高崎市の農業振興施策に関して以下の意見を提出します。

1 中山間地における基盤整備と小規模農家に対する施策について、現在の我が国の農業政策は、大規模経営農家へ手厚いものとなっています。外国産農産物に対抗するためには、大規模化により生産性を高め、農業経営基盤の強化を図ること、また、担い手への農地の集約化を図っていくことは必要不可欠のことと思われるので、当然の政策と言えるかもしれません。

しかし、その一方、本市においては中山間地が多く点在し、これらの農地は傾斜地であったり、農業用機械が入らないなど、大規模化を図ることが困難な立地条件にあります。

これらの地域では、非効率で生産性の低い農業経営を強いられているため、離農が加速し、新規参入もつらい状況にあります。高崎市においては、是非、国に対して中山間地や小規模農家に関する施策の強化を要望するとともに、地域の実情に即したバランスのとれた施策の検討をお願いしたい。また、そうした施策の実効性を高めるためにも地域における基盤整備を促進し、狭小な圃場を少しでも大型化できるような下地づくりにご尽力いただきたい。

2 高崎産農産物のPRについて、高崎市では「地産多消」を掲げ、高崎産の農産物のPRを行い、新たな販路形成などに取組み、大きな成果を上げていただいています。しかし、高崎には、美味しいが認知度の低い特産野菜がまだまだあるように思います。「絶メシリスト」のように生産量が少ないが美味しい特産野菜を紹介し、消費者に興味をもってもらうとともに生産者獲得につながるような新しい試みをお願いしたい。

以上が、提出のあった意見を取りまとめさせていただいた意見書でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま事務局より意見書について説明がございました。

これより質疑をお受けいたします。この内容で文章等よろしければ、皆様にご承認をいただき、議決したいと思えますけれども、どうでしょうか。ご承認いただけますでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議決されたとみなし、この意見書を農政部長を通し、市長へ提出することにいたします。

それでは、議案のほうはこれで終了といたしまして、続きまして報告事項に移ります。

第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いいたします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は庭用地、用途指定区分は第1種住居、ほか6件、計7件の農地法第4条の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は使用貸借、転用目的は一般住宅、用途指定区分は準工業、ほか34件、計35件の5条の届出につきまして書類審査を行い、適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約でございます。ほか4件、計5件の農地法第18条の通知を受理し、適法であったため受理を行っております。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

1番、2番につきましては、こちら11月の総会で許可相当としていただいた案件でございます。こちらは、両方とも開発指導課のほうの調整が整いませんで、許可書の交付を保留していたところ、そちらの締結が終わりましたので、

1番につきましては、平成30年11月29日、2番につきましては、平成30年11月30日付で許可書を交付しております。

また、3番からは、先月12月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件でございます。4条が10件、5条が51件、またそのうちのナンバー27につきましては3,000平米を超える案件でございますので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可相当という回答をいただいております。

また、その他の案件につきましても、他法令の確認がとれましたので、平成30年12月25日付で許可書を交付しております。

以上、報告を終わります。

○会長 報告が終わりました。

続きまして、その他ということで、事務局のほうから何か連絡事項はありますか。

○事務局 ありません。

○会長 ないですか。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第19回農業委員会総会を終了といたします。

長時間にわたりご苦勞さまでございました。

午後 3時30分 閉会